

## 美里町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査を実施した結果について、同条第9項及び美里町監査基準第17条の規定により公表する。

令和5年12月11日

美里町監査委員 石澤光市

美里町監査委員 藤田洋一

### 1 監査の基準

本監査は美里町監査基準に基づいて実施した。

### 2 監査の種類

定期監査

### 3 監査の対象

- (1) 契約（令和5年度分）
- (2) 補助金の交付（令和5年度分）
- (3) 職員の勤怠管理（会計年度任用職員を除く）（令和5年度分）

### 4 監査の着眼点（評価項目）

#### (1) 契約

- ① 決裁権者が適切に承認しているか。
- ② 随意契約を採用している場合、その理由が合理的であるか。
- ③ 経済的合理性・公正性等に反した分割発注が行われていないか。
- ④ 予定価格が漏洩しないための必要な措置が取られているか。
- ⑤ 落札者の決定がルールに従ったものになっているか。
- ⑥ 契約保証金を免除している場合、その理由は適正であるか。
- ⑦ 業務等が契約書及び仕様書に基づいて行われているか。

#### (2) 補助金の交付

- ① 補助の内容と事業の目的・目標に齟齬がないか、また、過大なものとなっていないか。
- ② 補助金交付申請の内容を精査の上、適切に支出負担を行っているか。
- ③ 概算払いが適切な方法、時期に行われているか。
- ④ 交付要綱に沿った補助内容になっているか。

#### (3) 職員の勤怠管理

- ① 記載漏れ、違算、誤謬等はないか。

### 5 監査の実施内容

令和5年10月4日から10月17日までの6日間、監査委員室、議員控室、南郷庁舎201会議室等において関係書類の提出を求め、疑義が生じた点は関係職員に質問した。

## 6 監査等の結果

1 から 5 まで記載した事項のとおり監査した限りにおいて、次に記載する事項を除き、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものと認められる。

### (1) 契約

- ① 支払期日や受注者が提出すべき書類等について契約書と仕様書の記載に齟齬が生じている事例が見受けられた。仕様書は、契約書を補完する文書であることから、仕様書の内容が契約書に反する内容にならないようにすること。
- ② 「検査結果（合格）通知書」や「着手届」などの契約書に記載されている書類の作成、交付及び受領漏れが散見されたので、誤りなく履行すること。

### (2) 補助金の交付

補助金の交付事務は適正に行われているものと認められる。

なお、補助金の交付については、前年踏襲ではなく、各補助団体の会計年度末残高と補助金額とのバランスを考慮し、適正な補助内容となるよう精査していただきたい。

### (3) 職員の勤怠管理

タイムカード、年次有給休暇簿及び旅行命令簿に記載漏れが見受けられた。

タイムカードについては、美里町タイムカード管理規程を順守されたい。また、年次有給休暇簿については、届出漏れは欠勤扱いとせざるを得ないため、届出漏れのないように留意されたい。そして、旅行命令簿については、旅費の支給を適正に行うため、記載を徹底されたい。